

1962年6月12日(第2回目)

1. 講師並びに散会時間(午前10時45分午後4時20分)

2. 応招議員は次の通りである。

議員番号	1番 仲村 春勝	4番 佐喜眞 真也	5番 山野 豊
	6番 寺田 勉	7番 堀健一郎	8番 花城 正清
	9番 米須 浩	10番 伸本 正重	11番 朝木 譲
	12番 中里 幸賀	13番 松本 利宣	14番 木村 次富
	15番 天久 盛雄	16番 当山 伸大郎	17番 香取 信
	18番 稲嶺 盛三	19番 宮里 敏行	

3. 不應招議員はない。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はない。

6. 市町村自治法第61条の規定により該事説明のため出席したものは次の通りである。

村長	仲村 春勝	助役	具屋 真徳	収入課	春 伸村 春松
総務課長	松川 正義	財政課長	当山 譲喜	経済課長	沢し 実一
水道課長	奥屋 邦俊				

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 四尾 繁 伊佐 正義

8. 論事日程は次の通りである。

日程第1 議案第21号 1962年度宜野湾村上水道特別会計補正予算追加更正予算について

日程第2 議案第20号 消防車購入契約を結ぶことについて

日程第3 議案第16号 宜野湾村職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第17号 宜野湾村職員各科の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第18号 宜野湾村とちく島管渠料被取係料額設定について

日程第6 議案第19号 宜野湾村手取料及被取料額及年俸額の一部を改正する条例について

日程第7 議案第22号 宜野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第23号 宜野湾村基本財産基金積立条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第24号 基本財産基金積立金の1般会計への繰入れについて

日程第10 陳情第2号 那覇市上水道受水に関する措置方について
日程第11 陳情第3号 村教育委員会への補助金交付方陳情について
日程第12 陳情第4号 村婦人会への補助金交付方陳情について
日程第13 陳情第5号 村体協への補助金交付方陳情について
日程第14 陳情第6号 村青年会への補助金交付方陳情について
日程第15 陳情第7号 新城開放地道路及び側こう工事早期実施方につ
いて
日程第16 陳情第8号 真栄原簡易水道の補償方陳情について

議長～出席議員は 16 名であります。市町村自治法第 53 条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より本日の会議を開きます。
(午前 10 時 45 分)

議長～日程第 1、議案第 21 号、1962 年度宜野湾村上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを議題と致します。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

村長～本案件は水道事業をするためには、どうしても必要でありますので提案してあります。尙詳しいことについては水道課長より説明させます

水道課長～才入合計が 6,395 \$ の減になつておりますが、これのおもな点は 1 目の水道代で大きく 11,272 \$ の減となつたのが原因であります。当初は 16,749 \$ を組んでおりましたが、7 月 8 日の 2 回の整理期間で前年度の方で整理しましたので、よく年繰りし 7,576 \$ となつておりますが、前年度の事業をやると云う事になつていますが、給水含めての方では今までの予算額での 56,280 \$ を給水栓の増加によりまして 4,652 \$ の増額と云う事になつています。才入の事業面では、機材の購入が減つたので才入面にも減となつています。才出の方でも 6,395 \$ の減になつていますが、これは 2 款の建設改良費で 7,458 \$ の減になつていますが、前年度で購入した機材をここで使用したのが原因である給水栓数が予定より 200 株余りもふえましたのでその面で今まで 1 日平均 2,6 人使用していましたが、給水施設費の賃金の方で 825 \$ の増になつています。原材料では 1,971 \$ の増になりまして 7,567 \$ と云う事になつています。全面的に才入才出面で具体的に減となつていますが、前年度で処理されたものがありまして、この中には才入才出面、給水工事栓数がふえて増になつているのもあります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

8 番～才入減になつたのは、前年度よりの繰越して減になつたとの事ですが、11,272 \$ はどう云うものであるか。それから更正をして才入才出同じ数字が出ているが、どう云う訳か。

水道課長～11,272 \$ の減は特別会計の方で、7 月 8 日に才入才出になつた実際の額を会計簿によつて、62 年度で処理すると云う關係でこの金額を出してある。予算上は 7,476,854 \$ を今年度に入れて、3,000 \$ 余りは 2 ヶ月の整理期間で使用されている。

議長～暫休憩致します。(午前 11 時 04 分)

議長～再開致します。(午前 11 時 36 分)

17 番～才入の営業収益の 4,651 \$ と 226 \$ は、これはたしか今度の定期議会

でも更正されたと思うが、その時はこれだけの見透しが出来なかつたのか。

水道課長～1目、2目が増になつていますが、当初は500件余りを給水料と見て1,380件を見て予算総額を見積つていたが、今度の更正が真志喜60粒と、700件以上の増になりまして1,638件分を上げたのが増となつてゐる。700件以上を見ているがそれの90%を増収と見ている。

17番～449\$と云うのは60セント、これは1件当たり60セントとあるが指定店にやつてもらうメーターの取付けの分か。

水道課長～これは工管代となつています。村から工管を出していますのでその実費である。

17番～指定店がやる場合どうなるか。

水道課長～村がその分をあげて指定店からもらう。

17番～これは条例にもあるか。

水道課長～条例の法では機材に関する限りではありません。実際村の財産が個人有になるのですから。

17番～才出の水道事業の中の1目231\$の増になつてゐるが、節のどれに該当するか。

水道課長～231\$の増は現減がありますので、一応申し上げます。報償費が費用存置で減29%，燃料費180\$～320\$増、食料費は50\$の減印刷製本費で120\$～250\$になり、通信運搬が35\$～50\$の増広告料が20\$～10\$の減手数料が674\$～680\$の増借料及損料が10\$～13\$の増、修繕費が180\$～260\$の増備品費が130\$～100\$の減、原材料費が50\$～30\$の減、負担金が9\$～27\$の増、補償金が53\$増となつてゐる。これは今までなかつたが補償のためにもうけてあります。

17番～補償費とはどういうことか。

村長～工事する場合によそい物件に被害をさせた場合の補償である。

17番～支出済みか。

水道課長～真栄原の配管工事のときにあつた1月31日軍道路の5号線とひ行場に行くナイキ道路に民政官に出した訳で道路の勅装がなされていたので、水道公社にもお願いした。その道路は使用してはいけないと

の標示があるが1月6日会社よりナイキ道路の使用許可の連絡を受けた以前は配管工事が全然出来なかつた。又烟を通らなければならなかつた。どうしても中学校に引く事が出来なかつたので松並木と煙の境界線を通つて、3げん位家敷がありますがその家敷内を通す相談が出来た。それで契約書を取りかわしたが、補償金を請求されたので、その支出した金額が53\$である。支出済みであります。

13番～営業収益のマララの23件について、マシー地区の場合赤字経営を聞くが施設も一緒に反りましては考えられますが赤字経営しても給水しなければならない理由。

水道課長～この面でマシーの方も700\$位の才入減になつていますが、それは赤字にはならない訳です。定額4\$85セントで件当り160\$位の収益がある。村は毎々会社へ支出するので又徴収はどうしても急ぐとは出来ないので利潤の件は別に計算してないが。

13番～赤字にならなくとも、村の条例を適用すべきと思うが、契約された件数以外の場合メーターを付けて適用出来ないか。

水道課長～こういう場合、マシー以外のものに対しては、向こうから連絡がありますので出来る限りの適用したいと思います。

8番～更正の予算の附についてありますが、不用類が生じて更正するか。執行能力があまつて更正するのか。

議長～暫休憩致します。(午後零時)

議長～再開致します。(午後零時20分)

17番～質疑打切りの動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今17番より質疑打切りの動議が提出され所定の賛成者がありましたが動議は成立しております。お詫び致します。質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案に対する質疑を打切ることに致します

議長～では本案に対する討論を求めます。

17番～原案に賛成致します。年度末に追加更正するということは好しくないが更正予算が適当な処置であると思いますので賛成します。

議 長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～では議案第21号、1962年度宜野湾村上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを表決に付します。原案に御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので議案第21号、1962年度宜野湾村上水道特別会計才入才出追加更正予算については原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後零時25分)

議 長～再開致します。(午後2時05分)

議 長～日程第2、議案第20号、消防車買入契約を結ぶことについてを議題と致します。一応辨記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～今度予算が半分づつ出来るので是非大型車を買う様推進もありますので今度この提案者の理由にも示してある通り本議会で議決してもらいたいと提出してあります。

議 長～本案に対する質疑を願います。

13番～契約の相手の野原氏を選んだいきさつについて御説明願います。

総務課長～この件については、御承知の様に去つた議会で購入取得についても承認を得まして予算も計上しましたが、この車の購入については、消防強化促進法の法律が出来まして半額政府の助成によって消防の強化して行くということからこれにもとづいて申請して行こうと云う事である。契約を結ぶについては、一応警察本部も立合をして載いてそれから業者から見積を出して載いて、3社ありますが、いすゞの場合、8,400 \$、日産の場合7,500 \$、トヨタの場合7,000 \$と価格の相違出て来ます。機能についてはいすゞは1,000 \$以上も差があるので良いと云うことはいえるんじやないかと思い、又それだけの値打があれば出来るだけ努力して購入したいと考えて見ましたが、この3つの車を考えね見ますと、いすゞがHP 日産 115 HPとなつてあるが馬力数では大差はない、トヨタといすゞには大差ないと、日産は30馬力の差があるので勢能の点で困ると、それをどれにするかと云う場合、

一応警察本部の意向も参考にすると想い、又政府の補助基準が72,300円を相定していますので、トヨタか日産程度の価格という車で政府ではいすずについてはどうともいえないと、それじや馬力などでもトヨタが好ましい、もう一点は終戦直後、カリオオア資金で購入した消防車が各村に配置されているが、これが日産でありますし、しかしその後のアフターサービスとして警察本部では、今の状態では困る。将来はどうなるかわからぬが今の状態では困ると云うわけであり、トヨタの場合サービス面では心配はないと、その關係であります。那覇のハシゴ消防車がありますが、これもいすゞとトヨタどちらが良いんじやないか、その助言がありましたので今まで上げました総合を判断して、この方が良いと云うこととこれを購入したいと云うことになつています。

13番～購入する場合、今の人員で使用するのか、又新しく採用するのか。

村長～今の巡回員の中に運転出来るのがありますので、それでまた合せ様と思つております。

議長～暫休願致します。（午後2時15分）

村長～再開致します。（午後2時25分）

19番～今消防車の補助額はいくらか、又財源の見透しはありますか。

経務課長～今の第1点の契約期限であります、今ちょうど警察本部の公安部第1課の方が出張されていますので本当ここが受けるのでここが出張して行くべきですが無理だというので警察の方が責任をもつてやられるとのことであります。第2点の補助額でありますが、これは50%であります。財源の見透しといいますと前の予算で4,000円計上して再決して載っています。

議長～大体質疑もついた様であります、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～では討論を求めます。

19番～原案に賛成であります。市昇格にともなつても又消防庁舎も出来るごとであるし、消防関係の強化という点からもこの案件は実を得た好し

いものと考えます。特に政府からの補助もあるし、この期限内にどうしても購入してもらいたいと思い、原案に賛成であります。

議長～外にありませんか。なければ討論を終結したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～では議案第20号、消防車購入契約を結ぶことについてを表決に付します。原案にご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので議案第20号消防車購入契約を結ぶことについては原案通り可決決定致します。

議長～日程第3、議案第16号、宜野湾村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。一応書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

村長～今度財政課の方に徴税吏員2人、水道課に2人、建設課に7人を増員したいと思つて提案してありますので宜しく御審議を願います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～本案は村が市となる出発の機構にも関連致しますが、都計進行するためにも経務委員会に付託して検討させるべきだと思いますので委員会付託の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今19番議員より委員会付託の動議が提出され所定の賛成者がありましたので動議が成立しております。お詫び致します。動議の通り委員会に付託することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案は動議の通り経務委員会に付託することに決定致します。

議長～日程第4、議案第17号宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

村長～運転手を採用すると云うことになつておりますが、どうしても 55 \$以内で採用は出来ませんので特に重機の場合は前の議会にも話しがありました様に特殊の技術でなかなかその人を得る事が出来ませんので一応その料を 70 \$に広げたいと思つて提案してあります。又臨時を雇う場合臨時に特別の技のある人をやとう場合、1 \$30 セント以内ではやとえないと云う状態であります。もと論 1 般労務では出来ると思いますが、特殊な人を運ぶ場合はそれが出来ないときがありますので、3 \$以内に料を広げてやりたいと思つています。

議長～本案は説明で段階で続続審議に付したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～日程第 5 議案第 18 号、宜野湾村とく場使用料徴収条例設定についてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

村長～提案理由に示された通りであります。その内容については議長をして説明させます。

財政課長～今度とく場が改築になりました。設備も充分になりましたので今まで手数料徴収条例となつていましたが、当然手数料徴収条例もありますし、そういう別の手数条例を適用してよいかと云うことで提案してあります。もと論地方課としてもと場があるのにどうして場だけの使用料徴収条例がないかと開かれた事もあるので、提案してあります。使用料の額については、隣市町村の状態も良く見て向こうの額も検討して定めてありますので宜しくお願ひします。

議長～本案も説明の段階において、続続審議にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～日程第 5、議案第 19 号宜野湾村手数条例及び使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～本案は第18号とも関連するので提案してあります。

議 長～本案も説明の段階で継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～日程第7，議案第22号，宜野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。
一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～提案の理由に示された通りであります。なるべく各戸ていに大きく入れられる様に料金を安くしたいので提案してあります。

議 長～本案も説明の段階において継続審議に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～日程第8，議案第23号，宜野湾村基本財産金積立金条例の1部を改正する条例についてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～提案の理由に示された通りであります。細い事については質疑にお答えしたいと思つておりますので宜しくお願ひ致します。

議 長～本案は説明の段階で継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～日程第9，議案第24号，基本財産金積立金の1般会計への繰入れについてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～本案も提案理由に示した通りであります。金額を申し上げますと、瑞海の株が700株で700㌦となつております。

議 長～本案は説明の段階で総統審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後3時00分)

議 長～再開致します。(午後3時35分)

議 長～8番議員の出席を報告致します。

議 長～日程第10，陳情第2号，那覇市上水道受水に関連する措置方について，

日程第11，陳情第3号，村教育委員会への補助金交付方陳情について，

日程第12，陳情第4号，村婦人会への補助金交付方陳情について，

日程第13，陳情第5号，村体育協会への補助金交付方について，

日程第14，陳情第6号，村青年会への補助金交付方陳情について，

陳情第8号，真栄町簡易水道の補償方陳情について，

日程第15，陳情第7号，新城開放地道路及び側こう工事早期実施方について，以上7件を1括上提出致します。

一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時50分)

議 長～再開致します。(午後3時55分)

議 長～6件の陳情案件の処理の方法についてお詰り致します。

議 長～暫休憩致します。(午後3時57分)

議 長～報告再開致します。(午後4時00分)

議 長～お詰り致します。只今定該4時であります。時間延長することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～各議案、陳情案件を委員会に付託いたします。

議案第17号、宜野湾村職員の給与に関する条例の1部を改正する条例について、議案第18号、宜野湾村とちく場使用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第19号、宜野湾村手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第22号、宜野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例について、議案第23号、宜野湾村基本財産金積立条例の一部を改正する条例について。
以上の案件を総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～次は陳情第2号、那覇市上水道受水に関する措置方について、
陳情第7号、新城開拓地並道路及び側こう工事早期実施方陳情について、
陳情第8号、真英原簡易水道の補償方陳情について。
以上3件を経工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～次は陳情第3号、村教育委員会への補助金交付方陳情について、
陳情第4号、村婦人会への補助金交付方陳情について、
陳情第5号、村体育協会への補助金交付方陳情について、
陳情第6号、村青年会への補助金交付方陳情について。
以上4件を財政委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。尚各委員会とも6月27日までに審議を終る様に願います。

議長～暫休憩致します。(午後4時10分)

議長～再開致します。(午後4時17分)

本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議は終ることに致します。尚明日は午前10時より再開することに致します

議長～***散 会*** (午後4時20分)